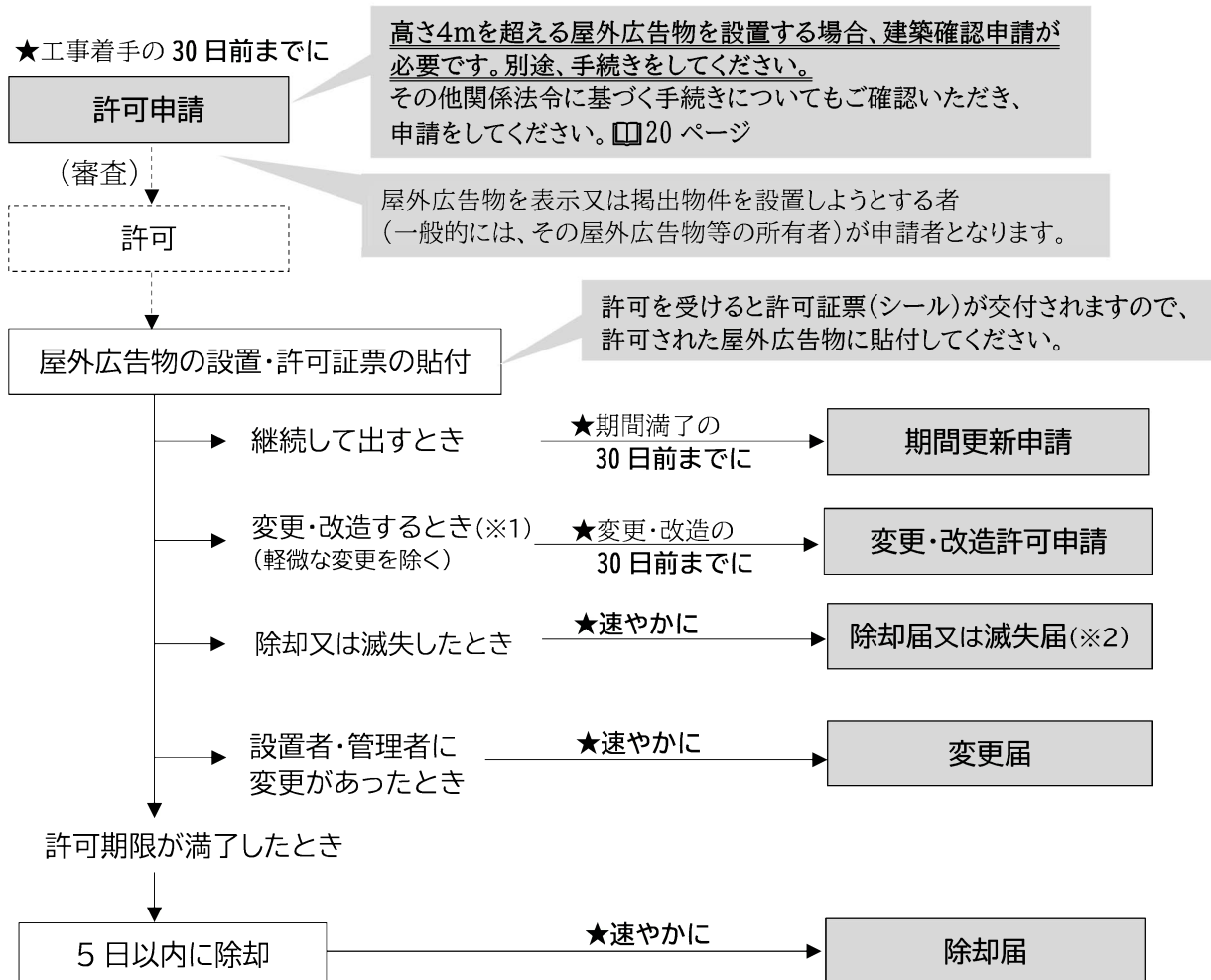


4. 許可等手続きと手数料

(1) 許可等手続きの流れ

屋外広告物の許可等の手続きは、次のとおりです。



※1：変更・改造許可申請手続きの要否について

①変更、改造申請手続きが必要な(軽微な変更でない)もの

- ・色彩、意匠(デザイン)、又は形状の変更を伴う表示内容の変更。
- ・例えば、契約上などの理由により表示内容を「広告募集中」へ、又は「広告募集中」から変更するものなどもこれに該当します。

②変更、改造申請手続きが不要な(軽微な変更である)もの【規則第11条】

- ・色彩、意匠(デザイン)、又は形状の変更を伴わない表示内容の変更。
- ・位置、形状を変更することなく、販売品などの興行等に関する内容を定期的に変更するもの。

※2：「除却届」…許可期間の満了、表示の必要がなくなった場合等により、屋外広告物を除却したとき【条例第19条】

「滅失届」…災害等により、屋外広告物が滅失したとき【条例第29条第4項】

●その他関係法令に基づく手続き

事項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地内 （上空を含む）に 表示・設置する場合	道路占用許可等 （道路法）	道路管理者 （国、越谷県土整備事務所、 越谷市〔道路総務課〕）
	道路使用許可 （道路交通法）	警察署
屋外広告物自体が高さ4 mを 超える場合、支柱部分を含め高 さ4 mを超える場合	建築確認申請 （建築基準法）	越谷市〔建築住宅課〕、 指定確認検査機関
地区計画の区域内に工作物を 設置する場合	地区計画の区域内に おける行為の届出 （都市計画法）	越谷市〔都市計画課〕
屋外広告物に関する規定がある 地区計画の区域内※1に広告物 を設置する場合		
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、「消防法」の 規定による届け出が必要となる場合があります。		越谷市消防局〔予防課〕
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、 「薬事法」などで記載内容が制限される場合があります。		各法令所管行政庁
農地内に広告物を設置する場合、「農地法」の規定に よる農地転用の手続きが必要となります。 ※また、別途「まちの整備に関する条例」の手続きが 必要となります。		越谷市〔農業委員会〕 越谷市〔開発指導課〕
河川法（河川区域内に広告物を設置する場合）		河川管理者 （国、越谷県土整備事務所、 越谷市〔河川課〕）

※1：屋外広告物に関する規定がある地区計画は、以下のとおりです。

地区計画の名称	地区の名称
七左第一地区計画	C地区
西大袋地区計画	②から⑦地区
越谷レイクタウン北地区計画	③から⑪地区
越谷レイクタウン南地区計画	B地区、C地区、D地区、E地区、F地区

地区計画に関するご相談等があれば、越谷市都市計画課までお問い合わせ下さい。



越谷特別市民
ガーヤちゃん